

厚生労働統計の整備に関する検討会開催要項

1 目 的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成20年3月13日閣議決定）において、公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策に関し、今後5年間に講ずべき具体的施策が示された。これを受けて、統計情報部所管統計について当該講ずべき具体的施策への対応を検討するに当たり、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とする。

2 主な検討事項

検討会は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の「別表 今後5年間に講ずべき具体的施策」のうち、「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分に係る統計情報部所管統計の調査事項、調査方法、集計方法等の改善・充実策等について検討を行う。

3 構 成 員

4 運 営 等

(1) 検討会は、統計情報部長が有識者の参集を求めて開催する。

(2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。

(3) 検討会に座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

(4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

(7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。

(8) 検討会の庶務は、統計情報部企画課において行う。

(9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

5 開催期間

検討会は平成25年度まで、1年に3回程度開催することとする。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策（抜粋）

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1	エ 四半期推計に関する諸課題	○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。
2	(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
3	(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
4		○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。
5		○ 人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。
6	(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
7		○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。
8	(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。
9	(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。
10	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
11		○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。
12		○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。
13		○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。
14		○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、総務省	平成21年度から検討する。
15	(9) その他	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。

（注）周期調査については、記載された実施時期の直後に到来する調査企画時期（調査計画の承認申請を行う時期を指す。）までとする。

諮問第 21 号の答申 国民生活基礎調査の変更について

(平成 22 年 1 月 25 日府統委第 8 号 統計委員会答申)

本委員会は、国民生活基礎調査（以下「本調査」という。）の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、修正が必要である。

2 理由等

(1) 調査事項

ア 調査事項の追加

(ア) 学歴の追加（世帯票）

厚生労働省は、世帯票において、世帯員ごとに最終学歴又は在学中の学校を新たに把握する計画である。

これについては、学歴が世帯員に関する基本的な情報であり、健康状態、所得、貯蓄等に関する調査事項とクロス集計することにより、従来とらえられなかった有用な情報が得られると考えられること、また、調査事項は簡素であり、報告者負担の観点での問題もなく、平成 20 年 7 月に実施された国民生活基礎調査試験調査（以下「試験調査」という。）の結果を見ても特段の支障は認められないことから、適当である。

(イ) 同居していない者の人数の追加（世帯票）

厚生労働省は、世帯票において、単身赴任等の特定の事由で同居していない者に関し、従来、その有無のみを事由別に把握してきたが、新たに、同居していない者の人数を把握する計画である。

これについては、家計支出額等とクロス集計することにより、同居していない者の人数に応じた家計負担の相違などの従来とらえられなかった有用な情報が得られると考えられること、また、人数の記入が、報告者負担の過度な増加につながるとは考えられないことから、適当である。

ただし、単身赴任や社会福祉施設への入所等で世帯を離れている者について、結婚等で新たに世帯を構えた者との区別を用語上明らかにするため、調査票の「同居していない」という用語を適切な表現に改めるほか、単身赴任や社会福祉施設への入所等で世帯を離れている者として、計上されるべき者がより明確になるよう、調査票の説明を変更する必要がある。

(ウ) 健診後の特定保健指導等の状況の追加 (健康票)

厚生労働省は、健康票において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定保健指導等^(注)の実施状況を新たに把握する計画である。

これについては、特定保健指導を受けた者及び勧められたにもかかわらず受けなかった者の属性を分析することなどにより、特定保健指導の円滑な普及のために有用な情報が得られると考えられること、また、調査事項は簡素であり、報告者負担の観点での問題もないことから、適当である。

(注) 特定保健指導は、40歳以上74歳以下の者を対象としているが、健康票では、その他の者（ただし20歳以上）に対する任意の保健指導の状況も把握することとしているため、当該調査事項において、「特定保健指導」という表現は用いていない。

(エ) 子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加 (健康票)

厚生労働省は、健康票において、従来、過去1年間の受診実績のみを把握してきた各種がん検診のうち、子宮がん及び乳がんについて、新たに、過去2年間の受診実績を把握する計画である。

国民のがん検診の受診率に関しては、がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、50%以上とすることが目標として定められている。当該受診率の測定には、本調査の結果が利用されているが、他のがん検診と異なり、子宮がん及び乳がん検診の頻度は、厚生労働省の指針により、2年に1回とされており、過去1年間の受診実績のみでは、正確な受診率の測定に支障があるため、子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績を把握する必要は認められる。また、調査事項は簡素であり、報告者負担の観点での問題もないことから、子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加は、適当である。

ただし、調査票の設計上、過去1年間の受診実績の有無にかかわらず、20歳以上のすべての女性が回答対象であることが分かりにくいいため、回答が必要な者について明記し、記入漏れが生じないようにする必要がある。

(オ) 児童手当等の追加 (所得票)

厚生労働省は、所得票において、従来、年間所得の内訳の「その他の社会保障給付金」として、まとめてとらえられてきた児童手当等（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの児童に関する社会保障給付金をいう。以下同じ。）を、「その他の社会保障給付金」から分離し、回答項目として独立させる計画である。

これについては、児童手当等の額を把握することにより、少子化対策に有用な基礎的情報が得られると考えられること、また、従来合算されていた児童手当等を分離し記載することが、報告者負担の過度な増加につながるとは考えられず、試験調査の結果を見ても特段の支障は認められないことから、適当である。

イ 調査事項の削除

(ア) 1日の平均の片道通勤時間の削除（世帯票）

厚生労働省は、世帯票において、1週間の就業日数等に関する調査事項の中で世帯員ごとに把握してきた1日の平均の片道通勤時間を削除する計画である。

これについては、平成16年及び平成19年に実施された本調査により、おおよその状況が把握できたこと、また、上記アの（ア）及び（イ）のとおり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があることから、適当である。

(イ) 世帯を別にしている子の人数の削除（世帯票）

厚生労働省は、世帯票において、世帯を別にしている子に関する調査事項の中で世帯員ごとに把握してきた世帯を別にしている子の人数を削除する計画である。

世帯を別にしている子の人数は、一般的に、親と世帯を別にしている子供との間で交わされると考えられる経済的支援や介護支援等を量的に把握するため、平成16年に実施された本調査で取り入れられた調査事項である。

しかしながら、様々な親子関係がある中、経済的支援や介護支援等の量の子供の数で測るのは結果的に困難であったこと、また、上記アの（ア）及び（イ）のとおり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があることから、世帯を別にしている子の人数の削除は、適当である。

(2) 調査方法

厚生労働省は、所得票について、所得や課税などの内容を統計調査員に対して口頭で答えたくないとする報告者の抵抗感を和らげ、調査票の円滑な回収を可能にするため、他計方式から自計方式に変更する計画である。

これについては、自計方式化に当たり、記入方法の説明や調査事項のレイアウト等の工夫で報告者負担の抑制を図るとともに、世帯内での個人情報保護意識に配慮し、世帯員ごとに別調査票とするなどの措置が講じられ、さらに、試験調査の結果を見ても特段の支障は認められないことから、適当である。

(3) 集計・公表

ア 集計事項

厚生労働省は、研究者等の一般利用者や行政施策上の需要を踏まえ、各調査票間のクロス集計等を充実させる一方、需要の乏しい集計事項を削除する計画である。

集計事項の充実については、研究者等の一般利用者及び行政側、双方にとって利用し得る情報の増加となることから、おおむね適当である。

ただし、有業者の所得金額と就業形態や教育等とをクロスする集計事項については、厚生労働省の計画にある平均所得金額とクロスする集計事項に加えて、所得金額の分布を見ることも重要であることから、所得金額階級とクロスする集計事項を作成する必要がある。

また、集計事項の削除については、特に、研究者等の一般利用者にとって、利用し得る情報の減少となるものの、調査票情報の二次利用により、ある程度代替が可能と考えられることを踏まえた場合、需要に応じた統計作成の効率化の観点から適当である。

イ 心の状態に関する調査事項の集計方法

心の状態に関する調査事項（以下「K6」という。）^(注)については、平成19年に実施された本調査に係る統計審議会（当時）の答申（以下「審議会答申」という。）において、「調査結果を精査の上、例えば、K6の点数を合計した結果表の作成に向けて、その方法などについて検討する必要がある」と指摘されたところである。

厚生労働省は、この指摘を受け検討を行ったが、K6の適切な表章方法についてなお研究中であることを踏まえ、平成19年に実施された本調査に引き続き、K6の点数を合計した結果表の作成を見送る計画である。

しかしながら、合計されたK6の点数は、心の健康状態を反映した尺度数値であり、一定の社会的配慮を要するものの、自殺対策等の基礎資料として有用な情報になると考えられるため、平成22年に実施される本調査から、K6の点数を合計した結果表を作成することが必要である。

(注) ハーバード大学医学部 Kessler 教授らによって開発された心の健康状態を把握する方法であり、平成19年に実施された本調査で、健康票の調査事項として導入された。

(4) 母集団推定の方法

本調査で用いる母集団推定の方法については、審議会答申において、より適当な推定を行う観点から研究を行うよう指摘されたところである。

本調査の結果から推定された母集団値に関しては、国勢調査の結果と比較した場合、単身世帯数が国勢調査の結果を下回るといった事例が見られている。

国勢調査の結果との差は、世帯構造や年齢層等に応じた調査票回収率の偏りによる非標本誤差が原因であると考えられる。そのため、厚生労働省は、住民基本台帳の利用や近隣世帯からの聞き取りによる調査地区の世帯名簿の精緻化を通じて、調査票回収率の偏りをとらえ、当該情報を基に母集団推定の方法を工夫することで非標本誤差を縮小できないか検討を行ったが、推定結果の改善にはつながらなかったことから、現行の母集団推定の方法を継続する計画である。

これについては、調査票回収率の偏りに関する正確な情報を得るために直ちに採用できる効果的な手段がない現状では、母集団推定の方法の工夫によって非標本誤差を縮小することは、当面は困難であると認められることから、やむ

を得ない。

なお、厚生労働省では、非標本誤差の縮小には、現時点では、まず調査票回収率の向上に努めるべきと考えられることから、調査票回収率の向上策として、平成 22 年に実施される本調査から、所得票の自計方式化や集合住宅の管理人等に対する自治体職員による協力依頼の実施などの措置を採ることとしており、これらの措置については、適当と考えられる。

3 今後の課題

本調査における非標本誤差の縮小に向け、平成 22 年に実施される国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異も含め、上記 2 (4) で述べた調査票回収率の向上策の効果を検証する必要があるほか、近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んできていることから、それらの利用可能性に関する検討も併せて行う必要がある。

また、これらの対策が思わしい成果を上げない場合は、平成 25 年に実施する本調査の企画に当たり、他の基幹統計調査の状況も踏まえ、調査方法等について、見直しを検討する必要がある。

WHO-FIC 韓国会議報告について

主催	WHO, WHO-FIC 韓国協力センター（申請中）共催
開催期間	平成 21 年 10 月 10 日（土）～16 日（金）
会場	韓国ソウル市 韓国カトリック大学ソンシンキャンパス国際コンベンションセンター
参加者	WHO, WHO 協力センター、厚生・統計関係部局、オブザーバー等約 150 名

主な議題について

(1) 諮問委員会 (Council)

- 各グループ及び委員会の workplan の見直しを目的としたピア・レビューア－を WHO が指名した。
- iCAMP の報告
- 伝統医学に関する分類の追加を検討中。
- SnomedCT は、ICD とのリンケージに関してのみ無料で使用可能とする旨 IHTSDO と合意。
- 次回執行小委員会 (SEG) WHO-FIC 諮問会議 (council)、RSG、第 2 回 iCAMP は 2010 年 4 月に予定。
- 次年度 WHO-FIC 年次会議
2010 年 10 月 16 日～22 日 於：カナダ（トロント）
- 諮問会議議長選挙 (2010-2011)
Ms. Marjorie Greenberg と Dr. Stefanie Weber が選出。
- ポスターセッションの実施方法について意見交換

(2) 本会議

- 韓国の Health Information System について（プレゼンテーション）
- 円卓会議 I（ICD-11 α 版に向けて）
 - RSG のシュート議長による説明
 - iCAMP を通じてツールの実用性が改善。
 - 用語の不整合の問題、章ごとに異なる構造を採用するか等の問題
 - 少なくとも(1) α 版の具体的な形式の提示、(2) ワークフローと課題を確認、(3) TAG 以外の広範囲な対象者と情報交換をする等は実施。
 - ウースタン WHO 担当官による説明
 - Icamp において、iCAT の使用方法、コンテンツ・モデル、ワークフローなどの学習が目的で、合計 40 人（マネージング・エディター 12 人、分類専門官 10 人、コンピューター専門家 10 人、評価専門家 8 人）で活動。
 - 今後の予定として、2010 年 5 月に α 版が完成し、1 年間のフィードバックを受け付ける。同時に β 版を作成して、誰でもテストできるようにする。その後 2 年間のフィールド・テストを実施して、2013 年 9 月に一般公開用の最終版を作成。
 - iCAMP 参加者からのコメント
- ポスターセッション 1（ICD 及び ICF）
- ポスターセッション 2（プライマリケア）
- 円卓会議 II（プライマリケア）
 - WONCA 代表による基調講演
 - ICPC の歴史
 - プライマリケアにおける伝統医学の位置づけ
 - アジアパシフィックネットワーク会議における検討報告
 - ICD-11 で 1 つのユースケースとしてプライマリケアを検討

ICF-CY の刊行について

○生活機能分類—小児青少年版(仮称)(ICF-CY)の日本語版作成のための検討会での検討状況

第1回検討会 . . . 平成20年6月26日(木)

【 議 事 】

- ・国際生活機能分類—小児青少年版(仮称)(ICF-CY)の動向について
 - ・今後の運営について
 - ・その他
- ※ 各構成員から提出された意見をもとに、適切な日本語訳について議論。

第2回検討会 . . . 平成20年12月10日(水)

【 議 事 】

- ・国際生活機能分類—小児青少年版(仮称)(ICF-CY)の日本語訳について
 - ・国際生活機能分類の変更すべき項目名について
 - ・その他
- ※ 各構成員からの意見提出を踏まえ、日本語訳(事務局案)を提示し議論。
- ※ ICF本体の修正が必要と思われる箇所については、ICF専門委員会に報告。

○意見照会

平成21年1月～2月 関係省庁及び関係団体に意見を照会し集約

○専門委員会への報告

平成21年3月13日 第6回社会保障審議会統計分科会
「生活機能分類専門委員会」に最終訳を報告

○刊行

平成21年3月24日 刊行
関係省庁、関係団体へ配布

ICF シンポジウムの報告について

1 開催概要

- 日 時：平成22年1月24日(日) 13:00—17:00
 場 所：明治大学リバティータワー1階「リバティールーム」
 主 催：厚生労働省
 協 賛：財団法人 厚生統計協会
 協 力：日本保健医療福祉連携教育学会、ソーシャルケアサービス従事者研究協議会
 (社団法人日本社会福祉士会、社団法人日本医療社会事業協会、社団法人日本精神保健福祉士協会、日本ソーシャルワーカー協会)、日本介護支援専門員協会
 参加者：約320名

2 シンポジウム概要

生活機能分類(ICF)専門委員 4 名による活用事例報告(医療分野、介護分野)と 2 名の指定討論者(リハビリテーション、ソーシャルワーク)を交えたパネルディスカッションをおこなった。

ICFの普及のために、今回のシンポジウムを単発で終わらせるのではなく、今後は、ICFを普及するための教育のあり方の具体的な検討やICFが果たす「共通言語」の役割の重要性を認識した異職種間の情報交換が活発化し、連携が促進されることが期待された。

【講演者・パネリスト】

国立精神・神経センター病院副院長	安西 信雄
国立長寿医療センター研究所生活機能賦活研究部長	大川 弥生
日本介護支援専門員協会会長	木村 隆次
千葉大学医学部附属病院地域医療連携部准教授	藤田 伸輔

(指定討論者)

新潟医療福祉大学医療技術学部教授	真柄 彰
郡山市医療介護病院保健福祉等事業推進室長	島野 光正

司会進行：厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課
 疾病傷害死因分類調査室長 瀧村 佳代
 座 長：社会保障審議会統計分科会
 生活機能分類専門委員会委員長 大橋 謙策

平成22年度統計情報部事業計画（厚生関係）について

	事業名		備考
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係	
平成22年			
6月		社会医療診療行為別調査実施 (調剤報酬に係る調査を含む)	調査経路は支 払基金 ・国保連合会
6月3日	国民生活基礎調査(世帯票・健康票・ 介護票)実施		
7月15日		国民生活基礎調査(所得票・貯蓄票)実 施	
7月18日	第9回21世紀出生児縦断調査実施(平成13年7月出生児)		直接郵送方式
10月		社会福祉施設等調査実施 介護サービス施設・事業所調査実施	公共サービス 改革法による民 間委託 公共サービス 改革法による民 間委託
11月3日		第6回中高年者縦断調査実施	直接郵送方式
11月3日		第9回21世紀成年者縦断調査実施	直接郵送方式
12月1日		第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)(仮称)実施	直接郵送方式
12月31日	医師・歯科医師・薬剤師調査実施		
平成23年			
1月18日		第10回21世紀出生児縦断調査実施(平成13年1月出生児)	直接郵送方式

(注) これらの他、年間を通じて実施する調査として、人口動態調査(職業・産業調査を含む)、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告、福祉行政報告例及び介護給付費実態調査がある。